

事業 主体別	区 分	総 額		机 上	
		箇所数 (A)	金 額 (B)	箇所数 (C)	金 額 (D)
都道府県	被害報告	5,085	258,021,702		
	申請 (M)	4,675	205,995,314	1,793	22,617,635
	決定 (N)	4,673	200,483,883	1,793	22,228,198
	比率 (N/M)	100.0	97.3	100.0	98.3
市町村	被害報告	4,585 (2)	101,551,029 (745,699)		
	申請 (M)	4,236 (2)	72,529,884 (745,699)	2,778	20,195,696
	決定 (N)	4,236	71,250,630	2,778	19,868,128
	比率 (N/M)	100.0	98.2	100.0	98.4
計	被害報告	9,670 (2)	359,572,731 (745,699)		
	申請 (M)	8,911 (2)	278,525,198 (745,699)	4,571	42,813,331
	決定 (N)	8,909	271,734,513	4,571	42,096,326
	比率 (N/M)	100.0	97.6	100.0	98.3

- (注) 1、被害報告額は施行令第5条による報告額である。
 2、申請額及び決定額は、内未成額を控除した金額である(以下関係各表について)
 3、「実査」とは、査定の際、直接被害現場を調査して決定したものであり、「机上」
 4、上段()書きは、管理組合分で外書である。
 5、国による代行分を含む。

分 類 表

実 査		比 率			
箇 所 数 (E)	金 額 (F)	C/A	D/B	E/A	F/B
2,882	183,377,679	38.4	11.0	61.6	89.0
2,880	178,255,685	38.4	11.1	61.6	88.9
99.9	97.2				
(2)	(745,699)			100.0	100.0
1,458	52,334,188	65.6	27.8	34.4	72.2
(2)	(745,699)				
1,458	51,382,502	65.6	27.9	34.4	72.1
100.0	98.2				
(2)	(745,699)			100.0	100.0
4,340	235,711,867	51.3	15.4	48.7	84.6
(2)	(745,699)			100.0	100.0
4,338	229,638,187	51.3	15.5	48.7	84.5
100.0	97.4				

て同じ)。なお、決定額は、国庫負担率算定の基礎となったものである。
とは、机上で資料により決定したものである。